

入所申込時点で申込児童が"出生前"の場合にご提出ください。

出産前申込に係る確認書

1. 出産前申込は「4月1日付け入所申込」のみ可能です。
2. 生後57日目以降受入れ可能な保育施設に限り、利用調整の対象となります。
3. 入所可能な児童は、令和8年2月3日（火）以前の出生児です。令和8年2月4日（水）以降の出生児童は、入所できません。
4. 利用調整の結果入所内定が出た場合でも、出生が令和8年2月4日（水）以降となった場合、内定を取り消しますが調整指数－3点は反映いたしません。
5. 令和8年2月4日（水）以降に出生した場合でも、令和8年2月3日（火）以前に「内定の辞退」を行った場合は、次回の利用調整から－3点が反映されます。
6. 「4」による内定取消を行った場合、改めて5月1日付けで利用調整いたします。
※申込情報に変更がない場合、5月1日付け以降の利用調整のための手続きはございません。
※5月1日付け以降の入所を希望しない場合は、申込の取下げ手続きを行ってください。

狛江市長 宛て

申込児童氏名	
申込児童生年月日	年 月 日

以上の説明を全て確認いたしました。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____